

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シテューワ法律事務所 弁護士 寺田 昌弘
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年2月3日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社荏原製作所
証券コード	6361
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証1部

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティ - イ - ・リミテッド（Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd.）
住所又は本店所在地	179094 シンガポール、ハイストリートセンター #06-08 ノースブリッジロード 1 内 （1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 179094）
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 斉藤 尚美
電話番号	03-6212-5500

2【提出者（大量保有者）／2】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	いちごトラスト・ピーティ - イ - ・リミテッド（Ichigo Trust Pte. Ltd.）
住所又は本店所在地	179094 シンガポール、ハイストリートセンター #06-08 ノースブリッジロード 1 内 （1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 179094）
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 斉藤 尚美
電話番号	03-6212-5500

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年10月27日
訂正箇所	下記参照

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	24,094,690
上記（Y）の内訳	顧客資産
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	24,094,690

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	12,456,463
上記（Y）の内訳	顧客資産
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	12,456,463

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	24,094,690
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	24,094,690

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	12,456,463
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	12,456,463